

土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

市は、平成18年度の固定資産縦覧帳簿を、資産税グループ(市役所本庁舎2階)0798・35・326(縦覧期間)4月3日(土)・日曜、祝日を除く)の午前9時～午後5時半

【縦覧範囲】土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿、自己資産以外の土地や家屋の価格(評価額)についても縦覧可能

【縦覧対象者】固定資産税の納税者(所有者)かその代理人

固定資産税 住宅用地の 課税標準特例

居住用家屋の敷地(住宅用地)については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています(下表参照)。

住宅用地の特例は、固定資産税(土地)の賦課期日である1月1日において、住宅用家屋(人の居住の用に供する家屋)の敷地として

平成19年度 までの措置 課税標準の特例を継続

市は、平成17年1月1日現在に住宅用地の認定を受けていた土地で、阪神・淡路大震災により住宅が滅失したり取り壊されたとき、固定資産税・都市計画税に

住宅用地にかかる課税標準の特例措置

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (住宅用地のうち、一戸あたり200㎡までの部分)	価格の6分の1	価格の3分の1
一般住宅用地 (住宅用地のうち、一戸あたり200㎡を超える部分)	価格の3分の1	価格の3分の2

固定資産の縦覧など

平成18年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧や固定資産税の課税特例などについてお知らせします

【持参するもの】運転免許証や健康保険証、前年度分納税通知書など本人と確認できるもの。代理人の場合は必ず委任状持参を

【審査申し出期間】固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から納税通知書を受け取った日以後60日までの間

縦覧期間に限らず可能です 固定資産課税 台帳の閲覧等

固定資産課税台帳の閲覧および価格等の証明については、縦覧期間に限らずいつでも、納税者本人の閲覧および証明のほか、土地・家屋の借地・借家人等の人も、関係する固定資産の課税台帳を閲覧することや、証明を受け取ることが出来ます。

【閲覧期間】4月3日から(土・日曜、祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時半

【閲覧場所】資産税グループ(0798・35・326)69(塩瀬・山支所内の税務管理グループ)0797・61・0048)など

お、証明は税務管理グループ(市役所本庁舎2階、塩瀬・山支所内)鳴尾・瓦木・甲東支所、アクタ西宮ステーションで発行します(市民サービスセンターでは発行できません)

震災被災家屋の代替家屋 固定資産税 などを軽減

市は、震災により滅失・損壊した家屋(被災家屋)の代わりに取得した家屋(代替家屋)の固定資産税(都市計画税)を次のとおり軽減します。

該当する人は資産税グループ(0798・35・3225)へ申告してください(被災家屋が賃貸家屋の場合、借家人は所有者要件)

この特例は、19年度(震災復興区画整理事業施工中の地区内の土地)については22年度)までの措置です。問合せは資産税グループ(0798・35・3221)へ。

固定資産課税台帳閲覧可能対象者一覧

対象固定資産	閲覧できる人
当該納税義務にかかる固定資産	固定資産税の納税義務者
当該権利の目的である土地	土地について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限る)を有する人 <例>借地人
当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地	家屋について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限る)を有する人 <例>借家人
当該権利の目的である固定資産	固定資産の処分をする権利を有する一定の人 <例>破産管財人等

休日納税相談

3月18・19日に
納税グループで

市は、滞納市税の早期収納を図るため、催告を面談からお入りください。

普段、勤務などの関係で納税相談の連絡困難な人や事情によりまだ納付していない人のために、3月18・19日の午前9時から午後5時まで、納税グループ(市役所本庁舎2階)0798・35・3287)で休日納税相談を行います。当日は正面玄関からお入りください。

軽自動車税 廃車手続きなどは3月中に

軽自動車や原動機付自転車等をすでに所有していない人で、廃車や譲渡の手続きをしていない場合は、3月中に手続きを済ませてください。手続き

甲子園浜への 立入制限にご協力を

甲子園浜に飛来したチュウシヤクシギ

市は今年1月に、国の鳥獣保護区に指定された「こみや油などを流さないで」

今年、夙川の水質改善の結果になりました。このように、市内の川や水路は下水道の普及にも油などが目につくようになってきました。子どもたちが安心して遊べるようにするために、

【平成18年1月分】(市)の軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

問合せは税務管理グループ(0798・35・3209)へ。

お詫びと訂正

本紙2月25日号3面掲載の平成17年12月分「青い鳥」福祉基金への寄付者名「鳥一夫」は、正しくは「鳥一」です。お詫びして訂正します。

問合せは福祉総務課(0798・35・3423)へ。

「ギャラリースHIMA」です。お詫びして訂正します。

問合せは福祉総務課(0798・35・3423)へ。

善意の 寄託

あて「青い鳥」福祉基金へ
村田泰造、村上靖子、故前海君子、心身道強虎、西宮歌謡会、沖野昭二郎、尾嶋かつ子(合計53万7000円)

《社会福祉協議会あて》
善意銀行へ 高木連合婦 (敬称略)

人會、かぶとやま荘利用者、芦屋健康福祉事務所(合計8万1289円) 物品の寄付(ふきとり布、ポータブルトイレ、福もちなど)健康体操子供操、松原務、西宮神社若戎会

川や水路にこみや油を流さないようにしましょう。また、すべての汚水を下水道に流しましょう。

問合せは下水道維持課(0798・35・3752)へ。

清流をみんなで守りましょう

「お詫びと訂正」

「ギャラリースHIMA」

「鳥一夫」は、正しくは「鳥一」

問合せは福祉総務課(0798・35・3423)へ。